

「曾木文書」について

堂 满 幸 子

黎明館所蔵の「曾木文書」は、曾木氏歴代の文書と、曾木氏の先代が蒐集した文書からなる三八五点の膨大な史料である。^(註一)

歴代の文書中には、元禄九（一六九六）年四月の鹿児島城火災で焼失した中世文書を、藩記録所が再度曾木氏に控写を提出させ、それをもとに復元した重書と、その経緯を記した文書等があり、これらについては既に紹介され、高く評価されている^(註二)。また、特筆すべきものに、中世の大隅国菱刈郡々司であつた菱刈氏の庶流の曾木氏が、近世には加治木島津家の重臣として加治木郷の諸政に携わった関係から、晩年加治木に隠棲した島津氏一八代義弘の書状等が数通ある。

卷子仕立（現在は展覧に供するため一紙ものとして保管）の蒐集文書中には、足利尊氏書判の文書を始め、地方文化の興隆に寄与したといわれる近衛信尹の書状や、近世初期の薩摩藩家老らの書状・短冊、さらには薩摩の儒者泊如竹、藩の御用絵師木村探元らの書状も見られ、歴史資料としての価値が高い。

今回は、このような鹿児島に関係の深い近世の知名士の筆跡を辿り、微力ながら目録の紹介から筆を進め、これらの文書の解説文に、若干の解説を加えて紹介したい。

なお、紹介の順序は蒐集文書の成巻順に従い、目録の解説文紹介と重複分も掲載したが、詩歌・短冊の類は割愛した。

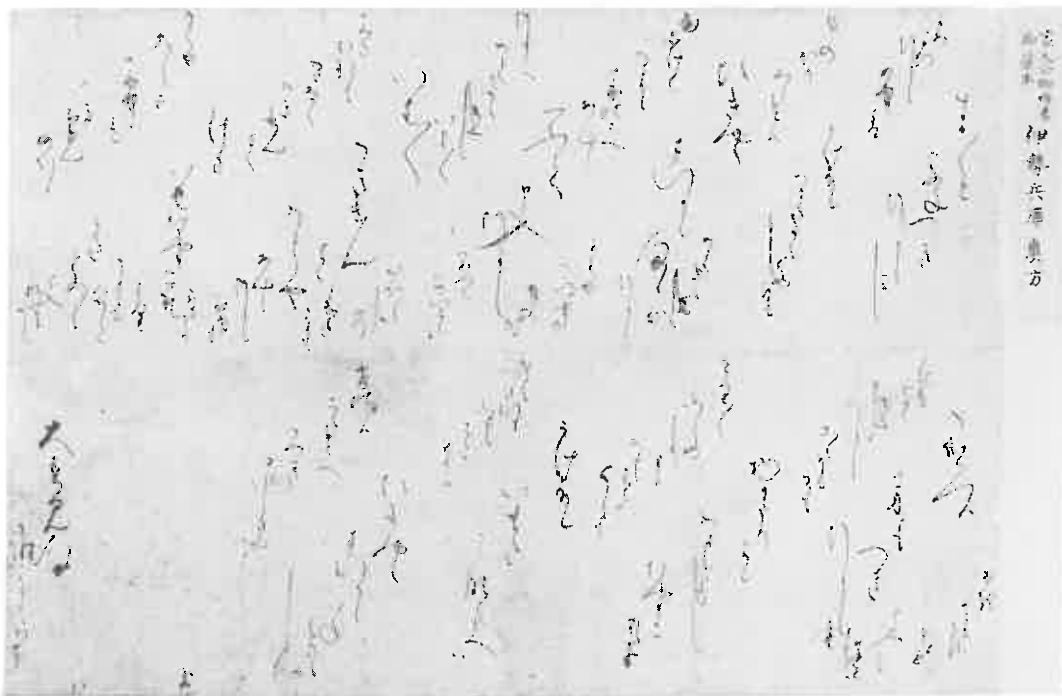
文書の解説にあたっては次のようとした。

- (一) 漢字は文中の用字に従つたが、変体仮名は而 茂 者 江 与のはかは普通の平仮名に改めた。
- (二) 適宜に読点を付した。
- (三) 人名には適宜に傍註を付した。
- (四) 虫損・磨滅箇所は、字数を推して □ で囲んだ。

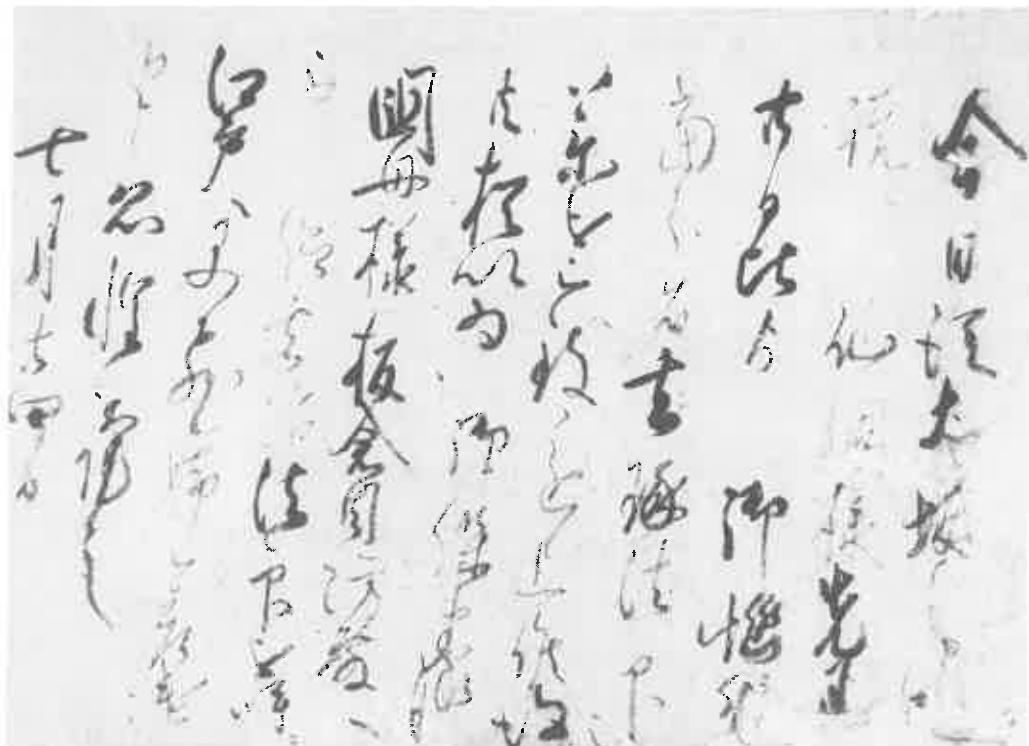
解説は文書ごとに付し、参考文献は解説文ごとに掲げたが、重出する文獻については書名のみとした。

(註一) 『鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵品目録II文書』一九八五年

(註二) 五味克夫「大隅國御家人菱刈・曾木氏について—曾木文書の紹介を中心にして—」『鹿児島大学文理学部文科報告』第13号 史学編



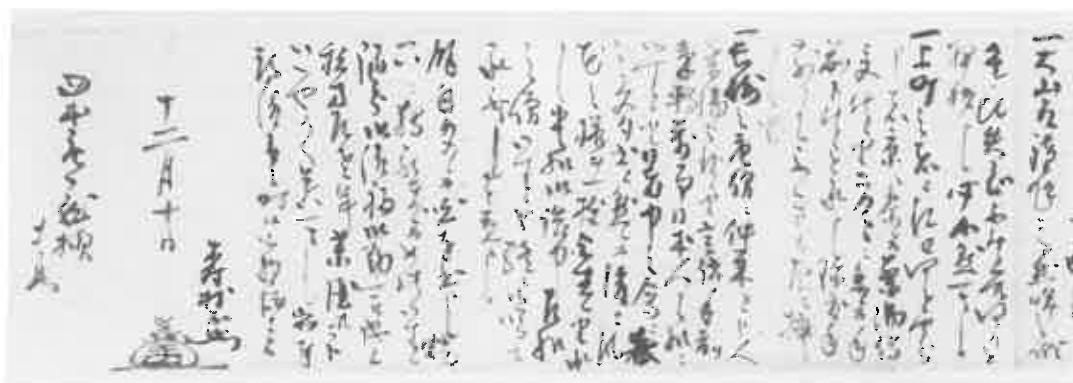
伊勢兵庫室消息（三）



島津久元書状（一五）



伊地知重張書状（三〇）



木村探元書状（三九）



某 花押（四五）



某 花押（三八）

一 女房奉書

御ふミのやう、ひろう申入まいらせ候、誠に御たのむのめてたさ、御祝義とおハしまし候て。此にまな一折まいらせられ候、数々めてたく御まんそくに覺しめし候、幾久しく千世萬代の秋迄もと祝入られ候よし、よく心え候て申せとて候、このよしよく心得候て申入られ候へく候、めてたくかしく、

メ 誰ニてもの御局へ

まいらせ候

5

(三十六、〇×五一、五)

一 勅命を承つた内侍が、その旨を女房文

(仮名を用い散らし書きに書いた文)にして出したものを女房奉書といふ。女房奉書には「仰書」といって、天皇の裁可を仰いだ年月日が裏端、もしくは礼紙に書かれるのであるが、この女房奉書にはそれが見られない。したがつて、天皇名や日付けは定かでない。文中に「御たのむのめてたさ」とあるので、田の実の節句、すなわち八朔の祝儀についての返札の意を伝えたものであることがわかる。

中村直勝『日本古文書学中』 角川書店 一九八二年

(三一、〇×四〇、五)

今晚滞留候て、今朝之残をはなし申度候へ共、隙もあき候まゝまつ帰京候、追々吉事共可承候、内府此分者、別而御懇共候く、かしく

七
九

岡左兵衛(花押)

一 近衛信尹書状

(三一、〇×四〇、五)

二 近衛信尹 永禄八(一五六五)年九月
長一九(一六一四)年
号三藐院 前久の子

文禄三(一五九四)年四月、秀吉の上

奏によつて勅勘を蒙り、薩摩國坊津に流された。同五年七月、許されて帰洛するまでの二年余に及ぶ薩摩在国中に、島津氏一六代義久等と交わり、はからずも地方文化の興隆に寄与することになった。ただし、この書状の署名部分は不鮮明であり、辛うじて在国中に使用したとされる「岡左兵衛」と判読される。帰京直前

三 伊勢兵庫室消息

(二)、〇×四四、三)

する／＼と御舟つきまいらせ候よし、うけ給候、めてたくかしくよろこひまいらせ候、

この中は事のほか、こゝもとハ雨しけく御さ候て、御舟のうへあんしまいらせ候ニ、め

てたくそんし候、いよ／＼御くたひれも御さなく、御きけんよく御さ候や、久しき御舟

中にて、御きけんのほとうけ給たくそんしまいらせ候、こゝもとも、とり／＼ふしの

事にて御さ候、わたくしもそくさいに御さ候、さためて十日比ニハこゝもとへ御つきあ

そはし候ハんやと、めてたくかしく待まいらせ候、もはや御道中も事のほか御あつく、

御めいわくにおほしめし候ハんと、こなたよりもあんしまいらせ候、何事も御めにか、

りまいらせ候て、くへしく申入まいらせ候へく候、なをめてたさ、あとち申入候へく候、

めてたくかしく、

ひきやくまいり候ま、一ふて申入まいらせ候、いよ／＼御きけんよく御さ候や、けざいせ

ひやうこ殿よりうたとの、御出候へハ、御舟もつきまいらせ候由、物かたりにて御さ候よし

ひやうこ殿ちうけ給候、いまたこなたへハ、ひきやくまいり候ハねとも、かしく、

占

ひ
門

大すみさま

誰にても御申候

四 小枝敦康着到状

(三)、三×四五、六)

山城國御家人小枝三郎入道道忍子息同三郎敦康申、親父折節重病之間、敦康去月廿七日參御方、致軍忠候之上者、任定法賜御判之御外題、弥可成合戰義候、恐惶謹言、

元弘三年五月十二日

藤原敦康(花押)

のものであろうか。宛名は分からぬ。

内府は徳川家康のことであろうか。

是澤恭三編『寛永の三筆』(『日本の美術』No.一五〇)至文堂 一九七八年

三 この文書の極札には「家久(島津氏一

八代)御姫君御旗本伊勢兵庫奥方」とあ

るが、島津氏系図等には見られない。「旗

本伊勢兵庫」なる人物については、有職

故実家として知られる伊勢貞丈の曾祖父

に当たる貞衡が推測される。宛名の「大

すみ」とは、島津一九代光久であろうか。

参府途上の勞をねぎらい、到着を待ち佗

る文面である。管見によれば、光久の暑

中の参府は、寛文一一(一六七一)年七

月二一日江戸着がある。

『新訂寛政重修諸家譜第八』 続群書類
從完成会 一九六五年

『鹿児島県史料 旧記録追録』 鹿児島県 一九七一年

四 元弘の乱(一一三三)時、鎌倉幕府に反旗を翻した足利尊氏の傘下に馳せ参じた小枝敦康の着到状である。他日の恩賞を期するもので、奥書の承了判は尊氏の

御奉行所

(足利尊氏)

承了(花押)

ものであり、尊氏によつて認証されたことを示す。

高柳光寿・竹内理三編『角川日本史辞典』角川書店 一九六六年

五 鎌田正長書状

(一四、八×四〇、八)

其御地無別条、手前宿元無為之由、野間孫兵衛使三承、珍重二存候、次貴殿御息災ニ有之由
大慶ニ存候、手前儀無異ニ相勤候間、可御心安候、御隙之節者、屋郎ヘモ節、御見廻可預候、
猶期後音候、恐惶謹言、

九月六日

大脇庄右衛門殿

御宿所

正長(花押)

尚古集成館編『島津氏正統系図』島
津家資料刊行会 一九八五年

の無事と相手の息災を祝した書状。

五 鎌田正長 明暦二(一六五六)年九月
和三(一六八三)年

島津氏一九代光久七男、鎌田正勝養子。
寛文一二(一六七二)年ごろから天和三

年まで帖佐地頭を勤めた。何らかの任務
を帯て他出して先から出した、家内
の無事と相手の息災を祝した書状。

六 島津久輝書状

(一五、六×四三、二)

与力方ヘ之御状、令披見候、弥御無為御重蔵、珍重之至候、我等無異條致越年候、入御念示
給趣、過分存候、猶期後喜之時候、恐惶謹言、

島津中務

久輝(花押)

六 島津久輝 寛永一七(一六四〇)年九
月
宝永七(一七一〇)年

永吉島津家五代、島津氏一九代光久、一
〇代綱貴、一一代吉貴の家老を勤めた。

宛名の主から、無事の越年を知らせたと思われる書状に対する返書である。
東京大学史料編纂所所蔵 島津家本『新編島津氏世録支流系図』影写本(当館所蔵)を参考にした。

御報

山下三左衛門様

二月二日

七 興正院消息

(三一、七×四二、二)

七 興正院 のち廣照院

返三、甫仙和尚へも大坂すいたやまで文たのミ申候へは、たしかにと、き申候まゝ、かの方までさい／＼文たのミ候て進し申候、御懐へもよく／＼事つて申たく候、さき程ハ新八所へまいり申候て、返事おそなはり申候、めてたくかしく、

さき程ハ家来ともまで、御ねん比の御手文下され、かたしけなく存候、世もひや、かになり申候へ共、何も御そくさいニ御さ候よし、めてたく存申候、我らかわる事なくくらし申候まゝ、御心やすくおほめし被成候へく候、見事なる花色しおくり下され、もはや草も皆霜かれはてまいらせ候折から、めつらしき事にて候、御やさし被成候ゆへと、一しほ色ふかく詠入申候、殊に山屋敷ニ御手作のよし候て、いも二色下され、所からめつらしく、ふうみも一しほにしやうくわんいたし申候、折からどうしよのけしき、紅葉も色こく御さ候ハんと、いつも／＼御ゆかしくそんしやり申候、いか様なからへ申候、春ハまいり候て、見申候ハんとそんし申候、めてたくかしく、

に対する礼状である。

藩主人名事典編纂委員会編『三百藩藩

主人名事典』新人物往来社 一九八六年

の消息は久雄没（寛文三年一二月）後のもので、宛名は定かではないが、贈り物

主島津久雄の継室となつた。ただし、こ

□□兵衛様

興正院

5

御返事まいらせ候

八 島津忠兼外七名老臣連署状
(島津)

忠兼(花押)

(桑波田)

讚岐守景元(花押)

(池袋)

越後守宗政(花押)

(木田)

藤原千親(花押)

八 島津忠兼 文龜三（一五〇三）年丁天
正元（一五七三）年

のち勝久、島津氏一四代。

この文書は、忠兼並びに老臣七人の連名書判の部分のみであるが、『神社誌』に採録されている、伊集院諏訪神社の由緒記中に「忠兼公御在判御家老衆七人連名之書付（中略）天正八年町田出羽介久倍神

(梶原)

備前守景豊

(肝付)

伴 兼演

(主持)

伊豆守政綱(花押)

(本田)

因幡守兼親(花押)

九 川上久国書状

(二八、七×四一、〇)

金武王子へ鳥目二百貫文可被進由候、定爰元御用之儀も可有之候間、先々可被相渡由、御老中被仰候、為御心得候、恐惶謹言、

九月十七日

久國(花押)

同名式部太輔

久國

謹上 川上又左衛門尉様
(忠通)

人々御中

一〇 諏訪兼清書状

(三一〇、〇×四五、〇)

猶々、彼者事、菩提之為三て候間、出家ニ召成度候、何とそ被入御精候而、出家之道ニ心さし申候様ニ、御指南頼申候、

一書令啓入候、仍其元御無事之由、自出度候、我等夫婦ニモ、無事ニ御座候、其後状ニても不申、御無音ニ候、然者我等被官毛利隼人弟、我等惲者ニ罷成候、若輩にて候間、当分者貴僧弟子ニ召置度候間、側ニ被召置候て、手習学文御指南頼申候、細々ハ隼人召列參候而、様

九 川上久国 天正九(一五八一)～寛文

三(一六六三)年

号商山 寛永七(一六三〇)年五月より

慶安二(一六四九)年まで島津氏一八代家の久の家老を勤めた。金武王子は琉球国の攝政。宛名の川上忠通は、寛永八年から六年間琉球在番奉行を勤めているので、その間の書状であろう。

『鹿児島県史料 旧記雜錄拾遺諸氏系譜』
一一 鹿児島県 一九九〇年

一〇 諏訪兼清 慶長十九(一六一四)年
貞享四(一六八七)年

のち兼利 慶安二(一六四九)年、光久嫡男綱久の守役を勤め、同三年諫議職となり、妻子と共に江戸へ上った。新たに召し抱えた惲者を出家にするための教導

り、前者に相当するのではないかと思われる。なお、後者に相当する文書が、一である。

鹿児島県神職会編『神社誌』 誠社
一九三五年

子可申入候、其身学文ニも心掛候て、以來出家ニも罷成候ハヽ、左様ニも可申付候、万々指
南頬存候、恐惶謹言、

諏方塙右衛門

兼清（花押）

九月十四日

□□□□□
□□□

町田久倍寄進状

（二八、五×四〇、五）

依有志、謹顕誠心、炷不斷香、奉獻 諏方上下大明神御寶前、永代不可有斷絕、為其香資、
當所麥生田名之内一ヶ所、葭原之屋敷奉寄附者無疑、右所祈意趣者、

御當家御武運長久、且者久倍息災安穩、子孫繁昌、且者當境無事、衆人快樂者也、若於後日
有殊略之儀者、可其沙汰、仍證狀如件、

町田出羽介

天正八年辰仲秋廿五日

（中嶋宮内少輔）
□□□□□殿

久倍（花押）

（三四、六×六〇、五）

一二 島津久雄書状
尚ミ、路ちのふし□於罷成者、數寄隙入とて能存候か、其後路ち御見せ被成へく候、以
上、

今朝者待申候へ共、遅候故致出仕候、蓮金院為御見廻被下候三付、三原左衛門佐殿、式部様
御振舞被成候、私宅へも見廻いか、候つる間、逢可申と存候處ニ、誰も無之候間、申分候、
其後つかひニ而も終ニ不申候、自然振まひ候而成合儀もや候ハん、聞合給へく候、用意共入
事ニ候間、聞合此方へ可承候、恐惶謹言、

を依頼したもので、宛名は、おそらく國
許の僧侶であろう。

鹿児島県史料集Ⅷ『本藩人物誌』鹿児
島県立図書館 一九七三年

一二 町田久倍 ト慶長五（一六〇〇）年
号存松 代々伊集院の内石谷村（現松元
町）を領した。天正年中伊集院地頭。久
倍が所領の一部を諏訪神社に寄進し、島
津家の武運長久及び町田家の子孫繁栄を
祈願したもので、『旧記雜錄』に収録され
ているものの原本である。なお、宛名は
故意に磨滅しているが、『旧記雜錄』より
補つた。中嶋宮内少輔は、諏訪神社の宮
司である。

『鹿児島県史料 旧記雜錄後編一』 鹿
児島県 一九八一年
『鹿児島県史料 旧記雜錄拾遺諸氏系譜
紀州高野山蓮金院（島津家宿坊）の住持
の薩摩下向（『旧記雜錄』中に「御分國
諸外城蓮金院使僧相廻候」の記載があり、

一二 島津久雄 元和八（一六二二）年ト寛
文七（一六六七）年

家久九男、永吉島津家（四代）を繼いだ。
諸外城蓮金院使僧相廻候」の記載があり、

九月廿二日

（花押）

安藝守

左□□□□□殿

寛永一六、一八年の二回に分けて下向している)に際し、その接遇について聞き合させたものであるが、宛名は不明である。

『島津氏正統系図』

『鹿児島県史料 旧記雜錄後編六』

鹿児島県 一九八六年

(三〇、八×四四、九)

三 島津久慶書状
不及御報候、以上、

夜前亥之刻之御状、今日到来、令披見、則御西老へ申談候、返書被遣候、然者異国船之儀、御老中衆へ御談合可申由、當年四月十四日御条書を以も被仰下候ニ付而、御談合申候間、重而御状可被遣時者、御同前ニ可被仰遣候、為御心得候、一人にてハ無嗜ニ候間、申事ニ候、恐惶謹言、

嶋津彈正

久慶(花押)

三 島津久慶 慶長一四(一六〇九)年
日置島津家四代目に当たるが、死後世系から除かれた。家久の女婿、家久の家老。寛永一八(一六四一)年以降は異國方・宗門方を勤めた。宛名の東郷重位は、示現流々祖。坊治地頭を経歴しており、その間に出来されたと思われる異国船に關係した書状に対する久慶の返書である。

『本藩人物誌』

人: 御中

東郷肥前守殿
(重位)
相良土佐守殿

四 肝付久兼書状

(三〇、八×五四、三)

一 筆致啓達候、先以上様方益御機嫌能被成御座、恐悦奉存候、次貴様弥御堅固御座候半与、珍重之至存候、然者御役儀御免許以後、以參ゆる()と可得御意与内存候得共、何角と押移、終ニ無其儀、近比御無音之至、背本意存候、私事茂此節者高輪御屋敷へ相詰申候、

四 肝付久兼 寛永一八(一六四一)年
宝永六(一七〇九)年

号活堂 喜入領主。母は光久妹、光久、綱貴・吉貴代家老。光久・綱貴の參勤交代に扈從して、しばしば江戸に上つた。

村尾殿も成はと達者ニ被相勤候、毎日參會仕事ニ候、久々ニテ旅を被勤候故、萬端不勝手之儀其有之候、就夫種々之珍事共に之候而、大笑いたし申事共ニ御座候、貴様何様成儀ともにて光陰を御過し被成申候哉、定而書物をこそ御友ニ被成候ハんと察存申候、爰元太平、當時暑氣甚敷御座候、猶期後音之節、可得御意候、恐惶謹言、

六月九日

相良源五
(賴安)

左衛門様

人：御中

肝付主殿

久兼(花押)

喜入町郷土誌編集委員会編

『喜入町郷土誌』 喜入町 一九八一年

『鹿児島県史料 旧記録追録』

五 島津久元書狀

(三三)、八×四七、三)

今日從大坂之口説ニ、仙洞様先月廿日比ぢり 御惱二付、当分者玄琢法印之薬を被致進上候得共、猶以為御保養、自國母様板倉周防殿へ被仰、玄治法印を呼ニ江戸へ早飛脚被差遣之由候、恐惶謹言、

七月廿四日

一五 島津久元 天正九(一五八一)年一寛永二〇(一六四三)年

宮之城島津家三代、島津氏一七代義弘女婿。元和四(一六一八)年から家久の家老を勤めた。(徳川実紀)寛永一八年六月廿七日の項に「この日京より仙洞(後水尾天皇)御惱のよし注進す。」とあり、この書状の「仙洞御惱」とは、この後水尾天皇の病を指すのであろうか。国母様は、近衛前久の女前子。板倉周防(重宗)は、京都所司代である。なお、この書状には署名はないが、極札に従つた。

宛名の相良賴安とは、延宝六年七月、光久の帰國に同伴しており、親交があつたものと思われる。江戸高輪屋敷詰になつたことを知らせたものである。

なお、貞享四(一六八七)年七月、光久は隠居して高輪下屋敷へ移つた。

一九三〇年
黒板勝美編『新訂増補国史大系第四十卷 德川実紀第三篇』国史大系刊行会

（三〇、〇×四四、六）

猶々、我等試筆歌二首書付進之候、人三八見せ有間布候、已上、
新春嘉瑞珍重、不可勝計幸甚、然者其地隙在間布候、節、岸勘左方迄状共、殊大慶

ニ存候、又五郎方へも別而心添之由承、致案堵候、替之證人衆今日迄ニ被為發足候間、近日
其地へ着候ハん間、追付替合可申与令満足候、此方一門中并貴老宿元無事ニ候間、心可易候、
我等事ハ、去四日之比より咳氣悪候て、于今透々与無之候へ共、為指事ニ而無御座候、最早
大方快然ニ候故、又五郎方へハ、不申遣候、當年谷山之御狩ニ而、島庄三郎殿鹿被射候ニ付、
今日ハ參候程候条、心可易候、猶期後喜之節候、恐々謹言、

島圖書

正月廿五日

（中神頼増カ）
内藏承殿

参

久通（花押）

となつていた又五郎（一五才で早世）の
交代が間近いことを喜び、また、宛名の
人物へ年始の挨拶などを述べたものであ
る。なお、宛名は、久元（一五参照）の
与力を勤めた中神頼増であろうか。又五
郎の従者として江戸住まいであつたと思
われる。

『宮之城町史』
『本藩人物誌』

（三一）、八×四六、三）

以上
一七 島津久元書状

一五と同じく久元の書状で、江戸に詰

めていた道具衆の帰国の費用などについ
て指示したもの。細島（宮崎県日向市）
は参勤交代で大阪とを結ぶ港であり、綾

（六）島津久通 慶長九（一六〇四）年延
宝二（一六七四）年

宮之城島津家四代。正保一（一六四五）
年から寛文一二（一六七二）年まで光久

三弟で（藩主光久の従兄弟）佐司（現薩摩
郡宮之城町）領主となつた久近。証人（江
戸時代、忠誠の証に大名家臣の子弟を質
として江戸に置くこと。寛文五年に廃止）

（六）島津久通書状

（六）島津久通書状

（三〇、〇×四四、六）

猶々、我等試筆歌二首書付進之候、人三八見せ有間布候、已上、

新春嘉瑞珍重、不可勝計幸甚、然者其地隙在間布候、節、岸勘左方迄状共、殊大慶
ニ存候、又五郎方へも別而心添之由承、致案堵候、替之證人衆今日迄ニ被為發足候間、近日
其地へ着候ハん間、追付替合可申与令満足候、此方一門中并貴老宿元無事ニ候間、心可易候、
我等事ハ、去四日之比より咳氣悪候て、于今透々与無之候へ共、為指事ニ而無御座候、最早
大方快然ニ候故、又五郎方へハ、不申遣候、當年谷山之御狩ニ而、島庄三郎殿鹿被射候ニ付、
今日ハ參候程候条、心可易候、猶期後喜之節候、恐々謹言、

島圖書

正月廿五日

（中神頼増カ）
内藏承殿

参

久通（花押）

以上
一七 島津久元書状

（三一）、八×四六、三）

一五と同じく久元の書状で、江戸に詰
めていた道具衆の帰国の費用などについ
て指示したもの。細島（宮崎県日向市）
は参勤交代で大阪とを結ぶ港であり、綾

候様ニ申付候、各よりも其通可被申候、勿論御上着前之儀候条、御假屋掃除已下、可被入念候、其外諸事之儀、由断有間敷候、様子鎌左京進殿迄申越候条、万端可被随下知候、為其如此候、恐謹言、

十月三日

下野守

久元（花押）

平田次左衛門尉殿
中原藤左衛門尉殿
吉井次郎兵衛尉殿
御宿所

一八 本田親貞書状

（二六、七×四三、〇）

尚、御酒被下候人數へ銘、二辱返被仰候て可被下候、急便之故、別書難成候て如此之よし、御両所御前より被仰分たのミ入候、源六さまへ申入候、罷立候刻、御手前拝見不^モ、口惜存候よし、別而申入度候、先可申入ニ、平藤九郎様へ罷立刻罷出、をの／＼様御手前^{リタマ}、申よし申入候て、何かと取紛、又者天氣共あしく候ニ付、無首尾申候て、無御面目候、此等之趣申述度候、留主中宿本へ被添御心たのミ存候、又順風無之候て、やう／＼三日前ニ平戸まで御着津にて、順風御まちにて候、いつれも上天下めいわくまで候、御すもし／＼、

其表罷立刻者ふためき申候て、終御館にも御札不申入、誠、背本意、于今迷惑仕候、殊更節^ミ御音信、其上罷立折ふしも、一入為御念之入御酒肴過分ニ被掛御意、其御礼さへ不申入、慮外之至難申盡候、償^ミいつれもの一儀、御手前不致拝見、于今御残多事、明暮存像事候、乍去來春ハ早^ミ、可為御下國候間、致御供罷下、彼是相積儀静^ミと可申述候、乍重言終御壽不申入、人ならぬ御事、中／＼紙上にて難申述候、御船中にも夜^ミハ被召寄、兵法之御咄までて候、をの／＼其外若き衆の儀共、御前にも出合申候、一儀御嗜にてひそかに御稽古

までは他領であつた。「御上着前」とは、藩主の帰国を指すのであろう。

一八 本田親貞 天正九（一五八一）年一月

治二（一六五九）年

初め親紀 示現流東郷重位門弟。參勤交代に扈從してでもあろうか、倉卒の間に國許を発つた親貞が、送別の芳志を受けた側近の者たちへ札を述べたもので、風待ちしている平戸から出している。

『本藩人物誌』

肝要候、連々我所へ御壽之御人數へハ、御両人前より右之旨被仰候て被下候、申後候吉則三郎兵衛尉殿事ハ、手前能仕候よし被聞召候との 貴命にて候、いよ／＼御嗜肝要候、此よし申度候、殊之外すきにて候と被聞召候と 尊意にて候、急之まゝ、恐々謹言、

一月廿九日

親貞（花押）

否笠治左衛門尉殿
岩本物兵衛尉殿

参

一九 島津久元証状

（縦目裏判アリ）

（二九、〇×二九、二）

右高岡衆中両人御佗被申上二付、喜入撰津守殿當春江戸へ御下之剋、伊勢兵部少輔殿と被成御談合、先地頭之時分取得之知行、今度可被下由相済候間、貴所より御支配所へ可被仰渡候、仍為證文一筆如斯候、以上、

寛永六年八月九日

下野守（花押）

（花押の下印にあり）

澁谷四郎左衛門尉殿
（重翁）

参

二〇 島津忠廣書狀

（三一、〇×四三、八）

筆令啓入候、仍而大坂迄御供之由、御大儀ニ存候、拙者儀

薩州様御參勤迄可相詰由被仰

二〇 島津忠廣 元和六（一六二〇）年元

禄一六（一七〇三）年

号萬山 家久四男、寛文七（一六六七）年から延宝七（一六七九）年まで光久の家老を勤めた。文中の「大學」は嫡男の忠守のこと（二四参照）であり、「御供仕

九 久元は寛永五年から同九年まで高岡（富

崎県東諸県郡）の地頭を勤めた。その間に出来されたものであるが、「右高岡衆中」で始まるこの文書には縦目裏判があり、前の部分が欠落しているのがわかる（喜入忠続・伊勢貞昌については、二八・四〇、二六参照）。

（島津忠守）

聞、此節御供不仕候、隨而者大學御供仕罷下候、就夫乘舟之儀、從家老衆可被仰越候間、似合之舟壹艘御賦頼入候、為与力日渡傳左衛門被仰付候、右親子同船ニ御賦可給候、萬事其元能様ニ御入魂所仰候、何様罷下、旁可申承候、恐惶謹言、

島津市正

忠廣（花押）

罷下候」とは、忠守が延宝二年四月、光久に扈從して帰国したことであるうか。されば、忠廣の參府は定かではないが、「薩州様」はすなわち島津氏二〇代綱貴で、綱貴の參勤交代まで江戸に詰める旨を述べたものである。

『新編島津氏世録支流系図』

卯月九日

比志嶋主膳様

野村三右衛門様

人；御中

（三四、〇×五八、〇）

二

桑波田景元ら四名の島津家老臣から出された坪付であるが、宛名はなぜか故意に磨滅しており、解読不可能である。大

永二（一五二二）年は島津氏一四代勝久が当主で、薩摩・大隅・日向の三州統治に苦慮していた時代である。「下大隅郡市來名」については、『日本地名大辞典』に、「市木（垂水市）」とあり、『垂水市史上卷』には、市木村の内に「永吉門」の名も見られるので、近世門割の母体ともいえる。

『角川日本地名大辞典』 46 鹿児島県

角川書店 一九八三年

垂水市史編集委員会編『垂水市史上卷』

垂水市 一九七四年

一反
浮免
はまた源右衛門尉先
かうしか森

新原三郎四郎先

一反 ふるとの

なかたよひやうへ先 山かあり

一反 岩もと

大つほ宗さへもん先

一反 四枝

同先

一反 同所 山口

五反之内上の原又二郎先

二反 一らぐ

市來小太郎先 中俣跡左衛門尉先

二反 岩本

一反 山ノ口ノまへ

三
已上一町七反

むめやふ

浮免畠地

中俣佐渡先

一反 かうつみや

上の原又二郎先

一反 ひとの
平はら

中俣六郎先

三
よし水

長田与五郎先

一反

寺山のほと

上の原二郎五郎先

一反

下ノほりの内

中間又六先

中間十さへもん先
たり水さこの平

一か所

かりや

已上

大永二年
十一月廿八日

(本田)

兼親

(叶付)

(伊地知)

重周

(桑波田)

兼演

景元

□□□允殿

一二 新納久了書状

(三二一、〇×三七、八)

一二 新納久了 元和五(一六一九)年元
禄八(一六九五)年

寛文三(一六六三)年から元禄八年まで、

光久・綱貴代家老。この書状は、前の部
分が欠落したのであろうか。宛名は久了
三弟久品であり、「のほせ(上せ)可申候」
とあるので、久品が万治三年、寛文三年
の両度にわたって証人として江戸に在住
した期間のものかと思われる。

乍早晚熱病はやり候よし、乍然もはや時分もよく罷成候間、

一小火事御座候へとも、はやく消候よし、此比ハ夏よりも油断ならぬ事ニ成候哉と存申候、

『鹿児島県史料 旧記雜錄拾遺諸氏系譜

一 松浦咄二御聞候様に、道具など取候ニ、高直成物もうリニ參候よし、依之ちと御聞候様子も有之候よし、為何様子ニて候哉、尤かくニ可入事ニ候間、後便必御申越候へく候、
今時之儀候間、物ニより延引候てハいかゝの由、相心得申候、高直成物ハ尤其心得ニて
こそ候へく候、

一 桢異之儀、近比拵事ニて候、唱申候分か先不宜儀と、兼好も被申候、
伊勢平右衛門殿へ白ひるかほの種之儀申入置候、此度状遣し得不申候間、所望被成、便
宜ニ必御下可給候、恐惶謹言、

八月廿一日

(久品)
新納主税殿

御報

又左衛門（花押）

北郷久加 慶長九（一六〇四）年延
宝八（一六八〇）年

安三（一六五〇）年まで、家久・光久代
家老。
号昌巖 寛永一三（一六三六）年から慶
寛永一六年旅家老、正保元（一六四四）
年光久の家老。寛文七年から綱貴後見役。
神新左衛門の母が光久の乳母を勤めたこ
とに對する褒賞を伝えたものである。

一一一 山田有榮・北郷久加連署状

（二七、八×二九、七）

（山田有榮）
柳 新左衛門尉

右之母、先年 （島津光久） 薩州様御乳被仰付、數年致在江戸 御奉公仕候ニ付而、今度為新□被下候
条、可有□□□□

『本藩人物誌』

『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺諸氏系譜

正保四年正月廿二日

（山田有榮）
民部少輔印

一一四 島津忠守 寛永一九（一六四二）年
宝永四（一七〇七）年

忠廣嫡男 天和二年から宝永二年まで光
久・綱貴・吉貴代家老。

宛名の薬丸は薬丸自顯流二代兼福であり、
如睡は初代兼陳（如水）であろう。元様

二（一六八九）年八月五日の兼陳死去に
対する弔文と思われる。

一一四 島津忠守書状

（一五、八×四六、〇）

（薬丸兼陳）
如睡老御死去之由承、笑止之至候、御自分御愁傷之程令察候、為御悔如此御座候、恐惶謹言、

十月三日

忠守（花押）

藥丸刑部左衛門様
（恭福）

松永守道著『薩摩の秘劍藥丸自顯流』
一九七六年

二五 種子島久時書状

(一六、〇×四五、二)

龜姫様御不例、御養生不被為相叶、終被遊御逝去、奉絕言語候、依之示給候趣令承知、入御念儀存候、恐惶謹言、

種子島久時人

十一月十八日

相良□□□様

久時（花押）

二六 伊勢貞昌書状

(一七、七×五三、四)

已上

去月廿九日之尊札、即致披露候、然者
（島津光久）薩州様被成御疹候由、相聞得候哉、今度御父子御三人様共二被遊、皆御快氣候、尤以御直書雖可被仰候、先從拙者可申達由 御意候間、如斯候、仍
（島津家久）黃門様被成御帰國、御満足奉察候、尚期後音候、恐惶敬白、

伊勢兵部少輔

貞昌（花押）

玄蕃頭様

尊報人：御中

六月廿日

（島津忠紀）

二七 北郷久加外二名連署状

(一五、三×五四、〇)

急度申候、瓶之嶋番船少之由、其聞得候間、其許ち以見合、相應ニ可被遣候、為其如斯候、恐謹言、

二六 伊勢貞昌 元亀元（一五七〇）年（寛永一八（一六四一）年

義弘・家久・光久代家老。

『旧記雜錄』に「儲君光久及嫡孫虎寿丸之痘瘡快然」の記事があるので、「薩州様被成御疹候由」、「今度御父子御三人様共ニ被遊」とは、寛永一二年二月、光久、綱久父子の罹病を指すのであろうか。なお、宛名の忠紀は、家久七男に当たる。

『鹿児島県史料』旧記雜錄後編五 鹿兒島県 一九八五年

二五 種子島久時 寛永一六（一六三九）年（享保七（一七二二）年

号山栖 種子島家一八代、光久・綱貴・吉貴代家老。

龜姫は綱貴の二女で、近衛家久夫人となつたが、宝永二年一〇月五日、一六才にして京都で亡くなつた。この時、久時は江戸芝邸に留守居していた。

種子島家藏『種子島家譜』影写本（当館所蔵）を参考にした。

北郷佐渡守

七月十一日

久加（花押）

川上因幡守

久國（花押）

鳴津弾正

島津久慶（一三参考）

二七 北郷久加（二三参考）
慶安二年から異国方・宗門方のことに預
かつた。

相良土佐守殿

御宿所

久慶（花押）

川上久国（九参考）

（端表書）二八 喜入忠続書状

長崎借銀返弁皆済時遣□状案文

（一七、二×二七、〇）

十月十一日之書状令披見候、仍此中其方へ借銀申置候、返弁度々申、相残銀此度両使篠原
調兵衛殿・野田太郎兵衛殿へ相渡申候、慥請取可有候、巨細之儀者田代三左衛門尉より可
申達候、万々両使口上ニ申候、恐々謹言、

寛永十四年

十二月十日

忠續

長崎表

津田又左衛門尉殿

御報

二九 鳥取政茂坪付

（一三一、三×三八、三）

坪付

二八 喜入忠続 元亀二（一五七一）年正

保二（一六四五）年

初め忠政 元和四（一六一八）年正

薩摩國伊集院
上神殿名内

ら寛永一〇（一六三三）年まで家久の家
老を勤めた。この書状（案文）は、島原
の乱が起きた年に書かれており、長崎表
の金主に対し、借金の残金を皆済する旨
を述べたものである。なお、忠続はこの

「諸郷地頭系図」『鹿児島県史料 旧記雜
錄拾遺諸氏系譜』

宛名の相良土佐守は、一三の島津久慶の
異国船に関する書状の宛名にもなつてお
り、飯島の番船の手配を指示されている
この書状といい、津口警護の役目を帶て
いたと思われる。なお相良は、この年代
には、高城郡水引郷（現川内市水引町）
の地頭でもあつた。

『本藩人物誌』
「諸郷地頭系図」『鹿児島県史料 旧記雜
錄拾遺諸氏系譜』

寛永一八年以降異国方・宗門方のこと
に預かつた。

二段

いこみは

一段

おにくき

一段

かミ山の田

以上四段

永正九年八月吉日

政茂

□□□□□殿

三〇 伊地知重張書状

(一一三、二×四四、五)

猶々、申進候通ニ漸々書調申候故、日付等片々違申候間、其御心得ニ而、いつれも披見被成候様ニ奉頼候、以上、

明々日ハこの浦の者共、私を濱遊ニと申候而請候与申候間、罷出申答ニ御座候、尤井ノ川ニ晚ち乗候而、已ノ刻ハ可罷帰と申聞候、この浦ハこの節供斗を為給候由ニ御座候、是又為御心得申上候、以上、

謹而奉追啓候、弥以無殊扁私在島仕申候、先月十八日吉日ニ而御座候故、尊公様へ奉呈候愚書認始申候而、夫ち次第々ニ書調、今日迄ニ大方相仕舞申候、明日多分南風ニ可罷成と、この浦之者共申候、然ハ井ノ川一里餘御座候ニ付、若出船も仕候へハ、此状共を待申事尤難成と存申候故、今日追啓相調、明朝私井ノ川へ持せ申候而參、船頭ニ對面申、如此ニ無為ニ罷有候事共申上候様ニと申聞候覺悟ニ御座候間、委曲之段ハ船頭共可申上候、十八日ち今日迄ニ此一箱ニ為相納書立申候而、無為ニ罷有候段ハ御察可被下候、十八日一通斗相認、則井ノ川ニ参候而、何日比出船申候哉とたつね申候へハ、廿五六日と申ニ付、其夜ハ瀧聞市右衛門殿へ致一宿、翌日初田之豊城へ参候而、雨天故於彼方書状共相調、其夜ハ初田ニ致一宿、翌日罷帰、夫ち朝晩やそろ／＼と書申程ニ、書状合百余通ニ成申候を、箱ニ入付申ニ社及候、初ハ大かた五六通ニ及、後ニ七八十通ニ社及申候、思外ニ如此候、又も進上申度方、何程

乱に家臣を率いて出陣しており、家臣の中に田代三左衛門の名も見える。

枕崎市史編さん委員会編『枕崎市史』

枕崎市 一九六九年

二九 鳥取政茂

島津氏一二代忠治の老臣。この坪付は、忠治が家臣に与えた知行目録であるが、二一と同様、宛名の部分が磨滅しており不明。忠治の世代は乱世で、領国統治も困難な時代であった。

三〇 伊地知重張 元禄 一五(一七〇一)

年

延宝八年から元禄九年まで御文書・御記録奉行所に勤めた。元禄一四年、文書改として徳之島へ渡り、翌一五年同島において病死した。この書状は、その短い在島期間に書かれたもので、船便を待ち、書き留めた書類が百通にも及ぶことや、代わりの役人の着島を待ちわびる心情が述べられている。宛名の増也はもと記録奉行の同姓重視である。

東京大学史料編纂所所蔵『御役人帳』影写本（当館所蔵）を参考にした。

も有之候も無音ニ罷成候ニ付、別書銘ミ可申入と兄弟ニ申遣候、いつれも大方長文共三而御座候、おかしき事も御座候間、狂言と被思召上候而、子共ニ御よませ可被聞召上候、新役人之下島、朝暮相待申候ヘ共、未下着無之候、又東風ニ成、南風ニ罷成申候ハ、近日中ニハ有之間數候哉と待遠候事ニ御座候、先書ニ申上候様ニ、夏便カ猶委曲可申上候、恐惶敬白、

三月二日未刻

伊地知助右衛門

重張（花押）

進上

（伊地知重惣）
増也尊老様

參人ミ御中

三一 福屋兼昭書状

（二七、二×四二、〇）

（島津久慶）

先日以来節シテ□見廻ニ祇候可仕与存候處、地軸ジツ□草臥之煩御座候ニ、当分毎日彈正殿タマシキジへ罷出ハラフ候ヘ者、乍存不參罷成、本意之外奉存候、仍鑑アタラシ一あたらしさニ御座候間、各迄もたせ申候、自然秘書様ヘあかり申候ても不苦候ハ、可預御取成候哉、御分別次第可仕候、恐惶謹言、

七月七日

兼昭（花押）

三一 福屋兼昭

（島津久慶）

光久の右筆。鹿屋・内之浦などの地頭を勤めた。文中「当分毎日彈正殿タマシキジへ罷出ハラフ」とあり、島津久慶が寛永一八（一六四一）年、幕命により糸団調進の再選方掛となつたことにかかわりでもあつたのである。書状は、宛名の中神頼増（一六参考）を通じて久通（一六参考）へも贈り物をしようとした文面である。

『本藩人物誌』

メ 中神内藏尤様
(頼増)

大迫弥兵衛尉様

人ミ御中

福屋伊賀

兼昭

三二 白尾国長書状

（三〇、九×四六、七）

号自安 光久の右筆。

猶シテ御馳走之段者忝奉存候、無御限迄存候、以上、

團基に招かれた礼を述べたものである。

昨日者被召寄、殊更被為成甚興行、終日之遊會、別而大望辱奉存候、旁以無他事御企、さりとてハ御忠之内、御心底之程感存候、先為謝札、呈愚札候、誠惶謹言、

五月初四

(花押)

猿新介様

白尾金左衛門

人ミ御中

國長

三三 竹内伊左衛門尉書狀

(一六、〇×三一、四)

大村長介殿下向候間、令啓候、

一治部左殿へ申候、知行之儀、此元ニテ双丞殿へ談合申、兵部殿へも申上候、菱縫殿殿下向候間、其元ニ而ぬい殿へ細々被仰候ハヽ、相調可申候、双丞殿父子一段息災ニ御座候、御犬も今月可為中旬由候、昨日王子ニ而ならしの犬御座候、御奉行衆御旗本衆大勢御見物候、兵部殿外之犬一疋被遊候、殊外御褒美ニ而候由候、先ミ目出度候、此文夜中書申候、見え申間敷候、御免ミ、恐惶謹言、

竹内伊左衛門尉

(ヨメズ)

□□ (花押)

『本藩人物誌』

『鹿児島県史料 旧記録追録一』

十一月五日

(重尚)

東郷長左殿

有川治部左殿
人ミ御中

三四 平野友重書狀

(一三、七×一八、六)

三四 平野友重

毎度御無心ニ候へとも、^(マニ) 尺かり三々申受度候、差出相調、代銀も持せ申候、御申請可被下候、奉頼候、以上、

光久の右筆。正保四(一六四七)年十一月、島津家のお家芸といわれた犬追物が將軍家光供應のため江戸王子原で張行された。この書状はその子行として行われた犬追物などについて知らせたものである。宛名の東郷重尚は、光久の弓道師範。

三三 竹内伊左衛門尉

光久の右筆。正保四(一六四七)年十一

月、島津家のお家芸といわれた犬追物が將軍家光供應のため江戸王子原で張行された。この書状はその子行として行われた犬追物などについて知らせたものである。宛名の東郷重尚は、光久の弓道師範。

貴(島カ)
□曾右衛門様

平野次郎兵衛

上(井カ)
□喜兵衛様

三五 平野友将書状

(一五、二×三五、四)

三五 平野友將 〔貞享四(一六八七)年

猶申候、何とぞ相調候様ニ奉頼候、平生御無音申、御恥敷候へとも、遮而入用御座候故、
申入候、萬々奉頼候、以上、
久舗不得貴意候、然ハ近比うち付なる申事候得とも、貴様比日かけ銀御受取之由傳承候、若
借シ銀可被引候ハヽ、四百め程申受度候、於罷成事ハ奉頼候、遂參候而可申入候へとも、ち
と隙入申候まゝ、乍自由如此御座候、以上、

十二月六日

「人物伝備考付録」『新薩藩叢書(二)歴史
図書社 一九七一年

津曲長右衛門様
平野為兵衛

参

三六 南泉院權僧正雲洞 〔寛政九(一七九

七)年

南泉院は、宝永六(一七〇九)年、鹿児

先刻之儀ニ付、明朝一寸得御意度儀御座候間、御太儀ながら明早朝可預御出、此旨一寸申展
候、以上、

九月八日

(一六、二×三六、四)

三六 南泉院權僧正雲洞書狀

島城西南の地(鹿児島市照国町)に建て
られた寺院に、もと鶴田郷(現薩摩郡鶴
田町)にあった大願寺の寺籍を移し称号
を改めた寺院である。
僧雲洞は南泉院第七世であり、宛名の人
物の來訪を促した書状である。

鹿児島市史編さん委員会編『鹿児島市

史Ⅳ』 鹿児島市 一九七一年

永山仁右衛門様

南泉院

三七 八文字屋宗順書状

(一六、六×六四、六)

久不得御意候、罷上候刻も御尋申候處、御他行故無其儀候、隨而歲暮之御礼ニ尤罷下候て可申上候處ニ、彼是取紛申候間、乍同候一人差下申候、御両人様へも御取成頼申候、乍乏少肩衣袴一具、誠御祝義驗迄候、猶明春万吉可申上候、恐惶不宣、

末冬末三

八文字屋

宗順（花押）

三八 某 書状

(一五、八×四八、五)

御手紙令拝披候、然者從南都能三光之鶯上り候間、御聞候者持せ可被越之旨、御念入被示聞、満足被申候、乍去三光者あまり望三不被存候、猶其内懸御目可申入候、以上、

乃刻

（花押）

三九 木村探元書状

(一四、五×一七四、〇)

猶申候、同屬傳右衛門無事相勤申候由被仰下、忝奉存候、萬事奉頼存候、年内も無餘日候間、明申候而万喜可申上候、以上、

十一月三日六日之御細書、忝拝見仕候、先以弥御堅康御勤仕之旨、千秋万歳日出度御事奉存候、此元御宿元皆々様御堅勝被成御座候由承及、奉珍重候、私方不相替罷在候、當冬存之外暖氣御座候間、病身悦罷在候、雪一向降不申、霜も此両朝(マツマツ)見得申候、兩者折々二而、不順之氣候ニ御座候、

一信海之狂歌御見當之由候て具被仰下、拝見仕候、扱々面白物ニ而御座候、歌よめ不申由被仰下、くり返し／＼數十篇見申候へ共、解かたく御座候、ともしひとゆきをと申題を、直ニ火と雪をながめば、とつ、けたる物と見申たる斗ニテ、夫よりざき少しも解明不仕候、御下國之節拝見仕候而、落着可仕候、

一此度主計殿御内、笛川文次殿へ頼申候而、上林殿別儀はかり取寄申候、存外ニ和らか成葉

三七 八文字屋宗順

寛永年中連歌師。年末に出した書状で宛名はないが、訪問した時には逢えなかつたことや、物を贈ることを述べたものである。

三八 人物比定ができなかつたので、写真で花押を紹介した。

飼育の鳶を贈るという宛名の主の申し出を断わつた書状である。

三九 木村（時経）探元 延宝七（一六七九）

年（明和四（一七六七）年

号靜隱

藩御用絵師を勤めるかたわら、

禁裏御用や近衛家の依頼などで多数の作品を残しているが、長文の書状は珍しい。書、茶道、華道、詩歌などにも優れていたといわれる探元の多才振りが伺える書状で、狂歌や茶器、茶道、書画、相撲にわたる多様な記述がある。文末に「灯下ニ独罷在候而」とあるように、六二才の時、妻を亡くした後の書状と思われる。宛名の人物については、探元が四本自樂翁という能書家の肖像を描いた事実があり、その子孫でもあろうか。なお、宝暦一一（一七六一）年ごろの吉田郷（現

ニ而御座候、折節挽申候而、樂ニ仕候、

一梅も最早咲出申候、林中之粧、懸御日度存申事候、

一御勤方御草臥も御座候故、夜咄ニも無御出、御長屋住之由、御尤奉遠察候處、兩日已知町

田仲右衛門殿御見廻ニ而、舜水文集三十冊物御覽之由被仰進候由、咄承申候、左候へハ、

御草臥ハ無之物歟と存申事ニ御座候、

一実隆卿短冊も表具相調懸申候へ共雪霜無之、見申候而悅申相手も無之、独身之樂ニ仕候、

一信樂御茶入之儀、御物笑之由、必ニ濃茶御入之事不相違候ハヽ、頂戴可仕候、亦鴻之池老翁所持之珠光之書ニても、信樂ハ殊之外遍し与申候由、承德申候、備前も御座候得共、作御氣ニ入不申候由、承知仕候、如何、是も定而御手ニ入候半与邪知廻し申候、

一望野光明寺覺峯上人、段ニ大年相重先比死去ニテ御座候、古器書画之類分散仕候、私方ヘ

・為遺物両三品、弟子中ち進被申候、無常之世界ニ御座候、

一当日ハ相僕御座候而、荒砂不出来ニ而、色ニ申事共候、大嶋と申者よりつき出され、何之詮も無之、寄方之者共なき申候由、今日ハ右之大嶋、小雀と申上町之者よりあをのきに臥られ候由、二才共悦申物語仕候、大嶋はりの強き者ニテ、荒砂もはり出され候ニ、小雀ハはりを浅候事か得手之者ニテ、つと入候而足を取て、右之様ニ仕候由、相僕數寄^(マコ)定而花をやられ候ハんと存申候、

一主計様御方へ折ニ御参候而、何歟御咄可有之奉察候、御小性中へ申上度御座候へ共、此度ハ不申上候、定而珍器珍書画御聽御覽可被遊奉存候、貴様刀之壙出し御心懸可有之由、此元ニテハ御噂も承申候、如何、何そ御見当御座候歟、承德奉存候、

一大原氏少も隙無之、此間及兩度被呼候へ共、一度ハ躬不快、亦老妻此間何共合点參らぬ軀ニ有之、付添罷在断申候、其後此方へ大十殿見廻ニテ承申候へハ、公界達候人^ミ之參會申かたし由承申候、

一 大山殿鍾馗高然暉之儀、毛頭失念不仕候へ共、何かと押移申候、必心懸可申候、

一 上町之者ニ江口何とやら申者、京へ参候而茶湯傳受仕候由、方ニ参候而手前共仕候と承

鹿児島郡吉田町) の地頭名に、四本庄蔵の名が見える。

坂田長愛編『木村探元小伝』

島津家

臨時編輯所 大正一二年

『諸郷地頭系図』『鹿児島県史料

録拾遺諸氏系譜』

旧記雜

申候、珍敷手前ニテ、ふくさも左ニ挿申候由、

長崎之唐僧ニ仲栄と申人茶湯被致候由、言語手前氣軒、萬事日本人之様ニ御座候由、暑中之會ニ春之文句書被懸候而、後ニ風花之桜ヲ一枝被生候由承申候、貴様御詰中、左様之僧御座候哉、終ニ御囁も承不申候かと覺申候、

餘白多候而呪を書申候、燈下ニ独龍在候而、如此御座候、隨分御清福御勤可被成候、私方乍老年薬酒共被下、とやかく暮可申候、尚奉期後音之時候、恐惶謹言、

木村村右衛門

十二月十日

時経（花押）

四本庄藏様

貴所

四〇 喜入忠政書状

此比御手跡御たしなみ被成候由、承及候、珍敷手本共ももとめ候哉、いかゝ、此方其方江手

本求置候、御光臨候て御覧候得かしと存候、其外ニも掛御目度品物共御座候、近ニ奉待候、
恐惶謹言、

如月廿有四

四一 丸目徹斎書状

（一一三、〇×四三、三）

尚又申候、御光儀秋中との御書面候、秋中ニハしけ〳〵奉待候、以上、

両日被成 御光臨、殊々惡天之折から御兵法御鍛練、誠御大儀、無申上計候、御大刀之御光
いきおい驚入たてまつり候、卒老之本望、可被成御意候、いくたひも〳〵可奉待候、又御や
くそくの一儀、相調申候へく候〳〵、可得尊意候、恐惶謹言、

六月廿五日

徹斎（花押）

『本藩人物誌』

綿谷 雪・山田忠史編『武芸流派大事典』 東京コピイ出版部 一九七八年

（三一、八×四〇、〇）

四一 丸目長恵 天文九（一五四〇）年、寛

永六（一六二九）年

号徹斎 肥後人吉（現熊本県人吉市）に
生まれ、上京して新影流を修め、九州に
おいて活躍した。のちタイ捨流の流祖と
なった。宛名の頼章の祖父は、相良家の
老臣であったが故あって他郷に果てた。

頼章は母が島津氏一五代貢久四男家久の
三女（義弘の養女）であつた縁をもつて
島津家家臣となつた人物である。

『本藩人物誌』

四〇 喜入忠政

のち忠統 署名はないが、極札により二
八と同一人物の書状とした。宛名もない
が、「手習いの手本を手に入れたので、來
訪を待つ」という内容からして、近親者
へ宛たものと思われる。

（頼章）

相良喜平次様

丸目石見入道

徹齋

四一 伊勢貞丈書状

（二九、七×四〇、六）

新暦之慶賀重畠申籠候、弥御堅固御越年之由、珍重之御事候、將又為暦首御祝詞、早々預御書辱存候、右御礼旁如此御座候、恐々謹言、

正月十三日

貞丈（花押）

伊勢万助

貞丈

土岐半助様

四二 平田宗張書状

（三〇、五×四三、五）

猶々、十一日以後何時とも御院參之刻ハ、御供可仕候也、

貴翰之趣奉申候、明日御院參あるへきよし、昨日ち 禁中御祈念之事被 仰出候て、護摩修行候故、禁足仕候間、明日御供仕候事難成候、十一日迄二て候間、十二三四之比ならは何時も可伺公候、此よし申入へく候、かしく、

乃時

（花押カ）

回章

四三 中西秀長書状

（三一、七×四七、三）

返： 痛入候、□□□□

唯今御使被下、殊ニ思召寄諸白大樽、珍物之岩茸一包送被下候、先以辱存候、併御述作被成、致迷惑候、時分柄御出座さへ可為御太儀處、重々忝存候、御理可申入候へ共、御涌心之様候間留置申候、御内儀様被成御心得可被下候、猶以其内可申伸候、恐惶百拝、

『本藩人物誌』

四四 中西秀長（慶安二（一六五〇）年

能の名手。家久の上洛の際、召し抱えられた。諸白や岩茸の贈り物に対する礼状である。

四一 伊勢貞丈 享保二（一七一七）年（天明四（一七八四）年）

江戸時代中期の故実家、幕臣。宛名の人物からの年頭の祝詞に対する返書である。『新訂寛政重修諸家譜第八』

仲秋十八

(花押)

中西長門

秀長

上村九郎兵衛様
玉机下

四五 某書状

(二九、三〇三一、五)

四五 人物比定ができないなかつたので、写真で花押を紹介した。

日之昨文箱参候剋、芳察之餘唐墨一挺遺惠、旅宿無用意候處、別而令祝着候、御障候間敷奉存候、先日大房殿御立寄候而得御意、御噂申候、何様期貴面候也、恐惶不宣、

暮春十又二

(花押)

四六 泊如竹書状

(三〇、八×四七、七)

四六 泊如竹 永祿二二(一五六九)年(明
暦元(一六五五)年

猶々、御袋様一傳所仰候、

其地御無事之由、珍重々、拙子暇之儀付、種々被入御情之段、過当々、斯亦右公御念
被入勸被仰候之由、御懸意之可申様無之候、可然之様御申被成候而可給候、

一何ソ書申候て上せ度候へ共、今時分手カ、マリ候て物ヲ書得不申候間、無其儀候、来春暖
ナリマテ生申候ハ、書して上せ可申候、

一貫文明解御手前隙明申候、休也江御遣し候て可給候、具堪兵可申伸候間、不詳候、恐惶頓
首、

養善院

十二月八日

如竹(花押)

「人物伝備考附録」『新薩藩叢書(二)』

拝呈

川野千介様



四七 平松嘸月書状

(三四、七×四八、五)

四七 平松嘸月 寛永四(一六二七)年一宝

永元(一七〇四)年

返はやくと御文過分候、めてたく御いり坐候事のミ御待かさね申上候へく候、かし
あらたまり候春のめてたざとて、御文過分候、其元いつれも御そくさいに春を御むかへ候由、
めてたく悦入候、此方もとりく無事にとしかさね候、なを春ふかく申承候へく候、めで
たく、かしく、

鳥居播磨守殿

平松嘸月

おく方返事御申給へ

カ

(二九、〇×五一、四)

口上

四八 深見元泰(玄岱) 一享保七(一七二二)年

昨日被仰越候風早殿江之付状相認申候間、可被遣候、將又先日彼方へ之貴様より之案紙之内ニ
深見元泰を以差上候詠歌と仕候、深見元泰を相頼候而、と被成可然候や、又者深見元泰ニ而
差上候と可被遊候や、深見元泰を以と仕候者、とかく御直シ可被成候、拙宿迄之付状三も、
私を相頼候而差上候と認候間、弥右之段者御改被成候様ニ有度存候、且又御詩作之儀、弥改
正可申候、病氣何角と障り候而、及延引候、小兒宗承殿も兩日以前、同氏順脚同道ニて被罷
越候、御噂申候、貴様御立も相延候哉、日限承度候、書状共頼入度間、勿々被仰知可被下候、
尚重而く、以上、

十一月朔日

鯨島兵右衛門様

深見元泰

禄一四(一七〇一)年に落飾して嘸月と
号した。宛名の鳥居忠教(下野王生藩初
代)おく方は島津綱久(光久嫡男、光久
の繼室は時庸の女)の女で、時量宛てに

年賀状に相当する文を贈ったのである。
その返書である。なお、受取人が女性で
あるので仮名文になっている。

宝月圭吾・岩沢恩彦監修『系図纂要』
第七冊 名著出版 一九七三年

明の福建出身で、寛永年中長崎において
通詞を勤めた人物を父にもち、医術をもつ
て光久に仕え、のち将軍家宣に儒者とし
て仕えた。能書家としても知られ、三九
の木村探元とも交流があつたと伝えられ
る。宛名の鯨島が風早という人物へ差し
出す書状中に自分の名を出しているので、
その書き方について指示したものである。

『木村探元小伝』

四九 小少将消息

(二九、八×四三、〇)

四九 小少將

一筆申まいらせ候、そこはと日夜の御きつかひ、かろからぬ事にこそとそんしまいらせ候、

さ候へ、此地の事、おひたゝしき上勢むかひ来て、あやうく見え、いかなるうきめにもあ

ひなんやと、いふかしくそんし候處に、としよりともさいかくにて、本丸二の丸をあひわた

し、ミつからなとは三の丸にをしこめられある事に候、まつゝ御心やすくおはされ候へ、

されともいたやすからぬ御事ニて、そもそもさいそき、ひてよし將軍へ御みかたなされ候

へ、さもあらぬほとなは、ことくせめにあはせ候て、そのちハ、おもきつミに御し

つめ侍んとの事なりけれハ、こよなういたみ入そんしまいらせ候、もし哀にもおほされ候ハ、

義理とやらんのすちさへたかふ事なくおハしまさハ、よきにはからひ給ひて、爰許の父母さ

いしなと御たすけ被成よろしく候んや、ハしくハ葛ハラ申上候ハんま、筆をと、めま

いらせ候、めてたく、かしく、

恐惶謹言、

（島津義久）
（島津義久）

岩付三の丸

小少將

六月廿五日
〔小少將〕

〔下郎さま〕

まいる人・申給へ

五〇 島津義久書状

(三〇、一×四六、四)

島津義久 天文二（一五三三）年一慶
長一六（一六一二）年
号龍伯、島津氏一六代当主。薩摩・大

隅・日向の三州を平定し、更に北進して

ほぼ九州全境を統一したが、秀吉の西征

に遇い、入道して臣属した。宛名の維新

は、義久の弟島津氏一七代当主義弘であ

る。文中の典厩知行とは、典厩、つまり

島津右馬守以久が慶長八年、佐土原三万

石に封ぜられたのを指すのであろうか。

その礼使として幕府へ遣わす使者につい

ての書状である。なお、この史料は『旧

記雑録』には未採録であり、新見史料

御書面具令披見候、如承候於爰許三談合二者、典厩新知行之儀ニ付、使者を可被差上之由相
定候間、市來織部佑、税所弥右衛門尉被申付候處、此度鹿児嶋之御談合ニ、先々此節者飛脚
迄ニテ可然之由候条、不及是非候、此儀明春ニ御置候様にと、便次第可申通候、今得其心候、

恐惶謹言、

（島津義久）
（島津義久）

龍伯（花押）

（島津義久）
（島津義久）

御返報

この人物については比定ができなかつた。

ただし、管見によれば、伊達政宗の母、

義姫（保春院）の侍女に小少將なる人物

名が見られ、宛名も小十郎（政宗側近、

片倉）とも読るので、この人物かとも

思われる。推量にすぎないかも知れない

が、小少將の消息が蒐集された可能性は

皆無とはいえない。

仙台市博物館編『仙台市博物館収蔵資
料図録3 伊達政宗』仙台市博物館
九九〇年

といえるであろう。

『鹿児島県史料 旧記雑録後編三』 鹿児島県 一九八三年

以上、曾木氏の先代が蒐集した史料八〇点のうち、詩歌・短冊類の三〇点を除く五〇通の書状に若干の解説を加えて紹介した。史料の大半が能筆家の手によるものであることから、蒐集の意図は古筆愛好にあつたと考えられる。そして、これららの史料が歴史資料として高い価値を有することは前述したとおりであるが、紹介を終えるにあたり、その感を更に深くした次第である。しかし、非力さに加え倉卒の間に稿を草したため、これら史料の真価を詳説できなかつた。誤読、誤訛も多々あることと思う。諸氏のご叱正を願うところである。

なお、本稿作成に際し、当館専門委員の鹿児島大学名誉教授五味克夫先生にご教示いただいたことを付記して、深謝の意を表したい。